

## 網走社会人サッカーリーグ運営要項

1. 主 催 網走社会人サッカー連盟
2. 主 管 網走社会人サッカー連盟  
網走管内各地域サッカー協会
3. 開催期間 当該年度4月～11月（競技が出来る期間）
4. 参加料 当該年度の網走社会人サッカー連盟代表理事総会で決定する。
5. 参加資格
  - (1) 網走地区サッカー協会に登録及び（公財）日本サッカー協会に登録を完了した第一種チーム（大学・高専連盟に加盟したチームは除く）及びシニアチーム。また、（公財）日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチームであって、網走社会人サッカー連盟（以下連盟）に加入したチームであること。
  - (2) 参加選手は上記の第一種登録、シニア登録、及び女子登録を完了した選手であり、クラブチーム又は他の事業体チームに二重に登録されていないこと。
  - (3) シーズン中は、同一人物が2チームにわたって出場できない。
  - (4) 所属リーグで本要項により昇格する場合、上位リーグに参加できるチームであること。  
（例：1部リーグ優勝 → 道東ブロックリーグ → 北海道サッカーリーグ）
  - (5) 参加チームは3級以上4名の登録審判員がいなければならない。但し、新規チームの猶予は2年間とし登録審判員が上記に満たない時は、リーグ参加資格を失うものとする。又、転勤等で審判に不足が出た場合は速やかに資格者を確保すること。
  - (6) 参加チームは、当該リーグを円滑に運営するために運営委員を1名選出すること。
  - (7) 参加チームは網走地区サッカー協会及び、連盟の活性化と発展に期するものとする。
  - (8) 新規加入を希望するチームの当該リーグへの参加については、連盟常任理事会で事前協議し、代表理事総会の承認で決定する。
  - (9) 原則として16歳以上の社会人及び学生で構成されたチーム（高校生単独は不可）。所属校に部活動が無い又は、部活動終了後の2種登録をしていない高校生及び、（公財）日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチーム・選手は参加することができる。この場合の高校生については、保護者及びチーム代表者の承諾書を提出すること。（別紙様式）  
※部活のある高校に在学中で2種登録のしていない選手は、顧問・監督から網走地区サッカー協会2種委員会を通じて推薦があれば登録することができる。
  - (10) 1部リーグのチームはマッチコミッショナーの有資格者を1名以上確保しなければならない。
6. 選手エントリー
  - (1) 前項の参加資格を有し、選手エントリー人数の制限はないが、原則として最低16名とする。
  - (2) 選手エントリーは当該年度の4月末日をもって行い、入替戦又は順位決定戦終了まで有効とする。
  - (3) 外国国籍選手の登録は3名までとし、出場エントリーは交替予定者を含め3名までとする。
  - (4) 選手の協会登録削除又は追加登録は、網走地区サッカー協会を通じて北海道サッカー協会に手続きをしなければならない。尚、参加選手のエントリー変更はWEB登録のコピーと追加登録金領収のコピーを出場する試合の前迄に運

営委員長に提出すること。

- (5) 網走社会人サッカーリーグ間での、シーズン途中における選手の移籍は、認めない。但し、転勤・転居等（管外市町村）により所属チームでは競技ができないことが、明らかな時はこの限りでない。また、上部リーグ（道・道東リーグ）と下部リーグ（網走社会人リーグ）間の移籍は可能とする。

## 7. ユニホーム

- (1) ユニホームは、リーグ登録書に記載された正副2着を常備する。
- (2) 背番号は正副同一番号とし、チーム全体は1番から通し番号を原則とし、シーズン中の背番号の変更は認めない。
- (3) 審判と類似のユニホームの色（黒又は紺）の上衣は、用いることができない。
- (4) その他の規定は、（公財）日本サッカー協会競技規則に準ずる。

## 8. リーグ構成

### 1部リーグ

- (1) チーム数は、5チーム以下  
尚、上記チーム編成が難しい場合は前年度の成績による。
- (2) 試合方式は、セントラル方式（一括開催）での開催とし、H&Aチーム扱い。
- (3) 試合時間は、90分ゲーム
- (4) 登録審判員は3級以上4名  
審判業務は現行通りチーム単位で行う。（副審・第4審は4級可）  
ただし、優勝等に関わる場合は変更になる場合がある。
- (5) 優勝チームは道東チーム（当地区・他地区）との入替戦を行う。  
最下位チームは2部1位チームと自動入替。
- (6) 1部リーグ参加チームは道東リーグ運営手伝いを義務づける。
- (7) 1部リーグは、マッチコーディネートミーティングを実施する。

### 2部以下リーグ

- (1) チーム数は基本8チームとするが、全チーム数により変更も有り得る。  
5チーム以下複数回対戦  
6チーム以上1回総当（通常リーグ） ※年間事業計画により変更有。
- (2) 試合方式は、セントラル方式（一括開催）
- (3) 試合時間は、80分ゲーム
- (4) 登録審判員は3級以上4名  
審判業務は現行通りチーム単位で行う。（副審・第4審は4級可）  
ただし、優勝等に関わる場合は変更になる場合がある。
- (5) 原則的には、各リーグ成績上位の2チームが上位リーグ成績下位2チームとの自動入替とする。（1・2部間に限り、1チームの自動入替）
- (6) 新規加入チームは、最下部リーグからスタート。但し、道東以上を目指すチームは2部より参入する事が出来る。（当連盟理事会で協議し決定する。）  
又、3級審判は育成期間とし2年間免除されるが、4級4名以上は必要とする。  
※負担金(3級審判員が2名いない場合) 3試合分の派遣審判費 12,000円納入。

## 9. 組合せ及び日程

- (1) 組合せは前年度優勝チームを中心に、上位と下位とを原則として第一節から順に対戦するよう考慮する。
- (2) 日程は運営委員会で決定し、主管地域協会と協議の上開幕前までに、各チームに通知する。
- (3) 1節当たりの試合時間、順序は運営委員会において決定する。但し、主管地域協会の諸事情により、運営委員会が認めた時はこの限りでない

## 10. 順位の決定方法

次の順序により、リーグ戦の順位を決定する。

- (1) 勝点 (勝=3・分け=1・負=0)
- (2) 全試合のゴールディファレンス (総得点-総失点)
- (3) 全試合の総得点
- (4) 当該チームの対戦成績

## 11. 表彰 (各部リーグごと)

- (1) 団体表彰 優 勝 優勝杯
- (2) 個人賞 得点王 盾  
アシスト王 盾
- (3) 前年度の各リーグ優勝チームに対し、トーナメント大会 (知事杯・クラブ選手権・全道社会人) のいずれか1つの大会参加料を助成する。  
※助成金の申請書は、所定の書式にて事務局に提出する。

## 12. 入替戦

リーグ終了時の最終成績で、下記のように次年度リーグ編成を行う。

- (1) 原則的には各部とも、リーグ構成 (5) に準ずる。北海道リーグ・道東リーグの結果及び、地区リーグ参加チーム数の変動等によりリーグ構成に影響が及ぶ場合はこの限りではなく、連盟常任理事会で協議決定する。
- (2) 事情によりチームが中途脱退した場合は、規律委員会で協議決定する。
- (3) 次年度リーグ継続加盟をしなかった場合、又は、リーグ加盟を認められなかった場合は、規律委員会で協議決定する。

## 13. 競技審判員

- (1) リーグ加入チームは帯同審判制とし、3級以上最低4名の網走地区サッカー協会審判委員会に登録された審判員を帯同しなければならない。
- (2) リーグの審判運営は、担当チーム4名 (主審・副審・予備審) により行い、運営委員会が定めた審判割当てをもって、チームの責任において行う。
- (3) 審判員は主審・副審を問わず審判服を着用し、課せられた任務の重大性を認識し、荒れ試合・苦情等のないよう努め、態度厳正にして積極的に遂行しなければならない。
- (4) 主審は3級以上の資格を有する者とする。但し、新規加入チームは資格取得に猶予を与えるものとし、所属部の運営委員会で主審割当てを変更できるものとするが、都合が付かない時は、連盟審判委員会の担当者に依頼する。
- (5) 主審は審判報告書を競技終了後、速やかに各部運営委員長に提出すること。尚、試合で退場等があった時は、その日のうちに審判委員長及びリーグ運営委員長に必ず報告すること。
- (6) 上記登録審判員は積極的に研修会等に出席し、技術の向上を図るものとする。

## 14. 運営割当て

競技の円滑な運営のために、競技場準備・審判・記録・後片付けの当番を各チームの責任において割当てる。

## 15. 罰 則

- (1) 警告・退場者の処置
  - ① 警告・退場者の処置については、網走社会人サッカーリーグ運営要項細則により処置する。
  - ② 悪質な反則を行っての退場については、以後の試合は審判報告書に基づき、連盟規律委員会 (以下規律委員会) で裁定する。
- (2) 棄権チームの措置
  - ① 原則として棄権した場合は、そのチームを除籍とし次年度の出場を停止する。

その後の処置については規律委員会で裁定する。

② 棄権した場合の成績は、相手チームに勝点3・得点5を与える。

- (3) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合原則としてそのチームを除籍とし、その後の処置は規律委員会で裁定する。
- (4) 試合前後において又は本リーグの秩序を乱すような悪質な言動・行動が選手並びに役員から文書によつての報告があった場合は、その後の処置は規律委員会で裁定する。
- (5) 不戦敗防止  
不戦敗については、現状通り勝点のやりとりとするが、順位決定後に不戦敗数に応じて順位を繰り下げる。  
例 2部リーグ（全7試合）5勝2敗（1不戦敗）・・・2位  
不戦敗数1試合があるので、順位を1つ繰り下げ3位とする。

#### 16. 道東リーグ参加資格（条件）

- (1) 1部リーグ優勝チーム。かつ道東リーグ参加資格を得た場合。
- (2) 上記の参加資格を得たチームは棄権できない。
- (3) 上記（1）のチームが棄権した場合は、15. 罰則（2）項に準じて処置する。

#### 17. 事故防止

- (1) 試合会場への行き帰りの移動・試合中・その他の事故防止については、各チームの責任において全員に徹底する。
- (2) 各チームはリーグ開始前までに、スポーツ傷害保険等に加入すること。
- (3) 医療品等必要な物は、各チームにおいて常備すること。

#### 18. その他

- (1) 本リーグの運営は、網走社会人サッカー連盟のリーグ運営委員会に委ねる。
- (2) 上記の運営委員会の規定及び社会人サッカーリーグ運営細則・競技規定等は、別に定める。
- (3) 上記事項に記していない事項の場合は、連盟常任理事会で審議決定する。

#### 付 則

本要項は平成17年4月17日より施行する。  
本要項は平成19年4月 8日より施行する。  
本要項は平成21年4月 1日より施行する。  
本要項は平成23年4月 1日より施行する。  
本要項は平成24年4月 1日より施行する。  
本要項は平成25年4月 1日より施行する。  
本要項は平成26年4月 1日より施行する。  
本要項は平成27年4月 1日より施行する。  
平成28年4月1日 一部改正。  
平成29年4月1日 一部改正。